

交通いばらき

IBARAKI TRAFFIC SAFETY

No. 206
2025.7

編集・発行

一般財団法人 茨城県交通安全協会（茨城県交通安全活動推進センター）
〒310-0846 水戸市東野町260番地 TEL 029(247)3355(代表) FAX 029(247)3357 <https://www.ibaankyo.or.jp>

令和7年 夏の交通事故防止県民運動 7/15[㊦]～7/24[㊦]まで

横断歩道ルール啓発活動強化日 7/1[㊦]

前照灯常時点灯運動強化日 7/1[㊦]

交通安全の日 7/1[㊦]

飲酒運転根絶のための県下一斉広報日 7/18[㊦]



筑西市 筑波山とひまわり畑

運動スローガン

わすれない ルールと注意と ヘルメット

運動の重点

- ①歩行者（特に子供と高齢者）の保護
- ②妨害運転や飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- ③自転車の安全利用の推進



ハンドルキーパー運動推進中
～飲酒運転の根絶～

横断歩道ルールマナーアップ運動推進中
～歩行者保護運動～

前照灯常時点灯運動推進中

県内の交通事故発生状況(令和7年5月末)

年別	区分	発生件数	死者数	負傷者数
令和7年		2,399件	37人	2,957人
令和6年		2,485件	39人	3,085人
増減数		-86件	-2人	-128人
増減率		-3.5%	-5.1%	-4.1%

※死者数全国ワースト第8位

会長就任の御挨拶

この度、一般財団法人茨城県交通安全協会の会長に就任しました菊池です。

茨城県交通安全協会は昭和23年7月の設立以来、民間における交通安全活動の中核的な団体として、県民の交通安全意識の普及拡大と交通事故防止に大きな成果を上げてまいりました。

この歴史と実績のある当協会会長に就任させていただき、その責任の重さに身の引き締まる思いであるとともに、茨城県内における交通事故防止に邁進していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

さて、県内における交通事故発生状況であります。発生件数は令和3年まで21年連続で減少しましたが、ここ数年は6,000件前後、死者数は90人前後で推移しており、特に高齢者の関係する死亡事故が全死者数の約6割を占めるとともに、平成6年以降連続して死者数の最も多い年齢層であるなど、依然として厳しい状況にあります。

当協会としましては、かかる交通情勢を踏まえて、各地区交通安全協会と一体となり、県、県警察をはじめ関係機関・団体の御指導・御支援を賜りながら、悲惨な交通事故から県民の生命・身体を守っていく所存であります。皆様方の、一層の御支援と御協力をお願いを申し上げます。

一般財団法人
茨城県交通安全協会会長
菊池 保裕



令和7年度 | 茨城県交通安全協会の主な活動計画

県交通安全協会の、令和7年度事業計画を決定し、各種交通安全活動を強力に推進することになりました。事業計画概要は次のとおりです。

1 一般財団法人移行後の計画的な事業推進

当協会では、一般財団法人（平成25年4月1日移行）として公益目的支出計画に基づき計画的に事業を推進する。

2 交通安全運動等

- 「交通安全の日」及び「横断歩道のルール啓発活動推進強化日」
「前照灯常時点灯運動推進強化日」（毎月1日）
- 「高齢者の交通事故ゼロの日」（毎月15日）
- 交通安全県民運動（4月1日～翌年3月31日）
- 春の全国交通安全運動（4月6日～4月15日）
- 「交通事故死ゼロを目指す日」（4月10日及び9月30日）
- 自転車の安全利用のための県下一斉広報日（5月7日）
- 暴走族追放協調運動（6月1日～6月30日）
- 夏の交通事故防止県民運動（7月15日～7月24日）
- 高齢者の交通事故防止に向けた県内一斉強調日（9月15日）
- 秋の全国交通安全運動（9月21日～9月30日）
- 年末の交通事故防止県民運動（12月1日～12月15日）
- 飲酒運転根絶のための県下一斉広報日
（7月18日、12月5日、12月12日）

3 重点を指向した交通安全対策事業

- 交通ルールの遵守と交通マナーの向上
- 子どもや高齢者等を対象とした交通安全対策
- チャイルドシートと全座席のシートベルトの正しい着用の推進
- 交通安全のための大会

4 交通安全広報・啓発活動

- 交通安全県民運動等に呼応した広報・啓発活動の積極的な推進
- 「TSマーク」の普及促進活動の推進
- 交通事故防止のための広報チラシ等の作成・配布

- 広報車による広報活動
- 機関誌「交通いばらき」の発行
- 広報メディアの活用
- 各種行事に対する協賛・後援等
- 協会独自の「イメージキャラクター」の活用

5 交通安全教育活動

- 自動二輪車等の安全教育
- 自転車の安全教育
- 交通少年団等研修会の開催支援
- 交通安全ポスター作品の募集
- 交通安全教育用資器材の整備と効果的な運用

6 暴走族追放運動の推進

高校生を対象とした原付講習及び二輪講習・初心運転者講習等の機会をとりえて「暴走をしない させない、見に行かない」ことを啓発し、交通上の規範意識を向上させるとともに関係機関・団体及び関係業者と連携した広報啓発活動を推進し、暴走族を許さない社会環境を形成する。

7 表彰

交通安全の推進に多大な功績のあった交通安全功労者・優良運転者等に対する表彰を行い、その功績を顕彰する。

8 会議等

役員等会議、事務局長会議等を開催し、各事業を計画的に推進する。

9 交通安全活動推進センター事業活動

道路交通法の規定に基づき、交通事故相談業務等を推進する。

10 その他の事業活動

茨城県公安委員会からの受託事業等を適正に実施する。

11 その他の交通安全事業活動の推進

安全・安心な交通社会を築くため、必要と認めるその他の事業活動を推進する。

茨城県交通安全県民運動推進要綱

令和7年4月1日～令和8年3月31日

主唱 茨城県交通安全対策会議



1 趣旨

この運動は、県民一人一人に広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故のない安全で快適な交通社会を実現するため県民運動として展開する。

2 スローガン

〈年間重点スローガン〉

「気を付けて ゆっくり歩く おとしより」

「家族より 大切ですか? その一杯」

3 運動の基本

交通ルールの遵守と交通マナーの向上

4 運動の重点（※は最重点項目）

- ①※高齢者の交通事故防止
- ②※飲酒運転の根絶
- ③自転車の安全利用の推進
- ④子供の交通事故防止
- ⑤歩行者の保護
- ⑥夕暮れ時から夜間における交通事故防止
- ⑦全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

5 交通安全対策会議が主唱する運動等

①期間を定めて行う運動

運動の名称	運動期間
春の全国交通安全運動	4月6日(日)～4月15日(火)(10日間)
夏の交通事故防止県民運動	7月15日(火)～7月24日(木)(10日間)
秋の全国交通安全運動	9月21日(日)～9月30日(火)(10日間)
年末の交通事故防止県民運動	12月1日(月)～12月15日(月)(15日間)

②日を定めて行う運動

運動の名称	運動期間
交通安全の日	毎月1日
高齢者の交通事故ゼロの日	毎月15日
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日(木)・9月30日(火)
高齢者の交通事故防止に向けた県内一斉強調日	9月15日(月)
飲酒運転根絶のための県下一斉広報日	夏: 7月18日(金) 年末: 12月5日(金)、12月12日(金)
自転車の安全利用のための県下一斉広報日	5月1日(木)

③主な行事等

- ・児童・生徒の新入学期における交通安全活動の実施
- ・交通安全ポスター作品コンクールの実施
- ・春及び秋の全国交通安全運動キャンペーンの実施
- ・春及び秋の全国交通安全運動における高校生参加の街頭キャンペーン等の実施
- ・各種表彰の実施

第59回交通安全子ども自転車茨城県大会の開催

当協会では、交通安全子ども自転車茨城県大会を7月10日(木)ひたちなか市総合運動公園総合体育館において開催します。競技は交通の規則や自転車の安全な乗り方などの学科テスト、一時停止や安全確認など基本的な乗り方の安全走行テスト、S字走行等の課題をクリアする技能走行テストの3種類により行ないます。

この大会は、競技を通じて自転車の安全走行に関する知識と技術を身につけさせるとともに、交通安全の関心を高め、交通事故を防止しようとするもので、全国大会の県予選を兼ねて開催しています。

優勝チームは、令和7年8月6日(水)東京ビッグサイトで行われます全国大会に茨城県代表として出場します。



スラローム走行



二枚の板のり走行

令和6年度 自転車安全整備店等表彰

令和6年度中、県内における自転車安全整備制度(TSマーク)の普及促進に顕著な功績のあった自転車安全整備店等(支部)が表彰されました。

団体表彰支部(茨城県自転車二輪自動車商協同組合理事長賞)

- 古河支部
- 那珂支部

令和7年度 第1回二輪車安全運転講習会を開催しました

日付 令和7年4月29日(火) 昭和の日

時間 9:30～15:00

場所 茨城県自動車学校水戸校

参加人数 25人



令和7年度 夏の交通事故防止県民運動



運動の目的

夏は、暑さや行楽などによる疲労や季節特有の解放感による飲酒運転や無謀運転等を原因とする交通事故の発生が懸念されるため、県民一人一人が交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期 間

令和7年7月15日(火)～7月24日(木)

スローガン

わすれない ルールと注意と ヘルメット

運動の重点

- 1 歩行者（特に子供と高齢者）の保護
- 2 妨害運転や飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- 3 自転車の安全利用の推進

関東管区警察局長・関東交通安全協会連合会長連名表彰

令和7年度の「交通安全功労者等」が決定しました。

この表彰は、地域、職域、その他において交通安全活動を積極的に推進し、交通事故防止に功労があったと認められる個人、優良交通安全協会等に対して、関東管区警察局長・関東交通安全協会連合会会長の連名等により行なわれるもので、本県の受賞者及び受賞団体は次のとおりです。



交通安全功労者(17名)

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ● 笠間地区…………… 所 精次 | ● 神栖地区…………… 林 孝洋 |
| ● ひたちなか地区… 篠崎 耕一 | ● 行方地区…………… 井上 精二 |
| ● 那珂地区…………… 坏 三喜男 | ● 牛久地区…………… 石田三代子 |
| ● 大宮地区…………… 井野瀬仁美 | ● 土浦地区…………… 松下 恒正 |
| ● 太田地区…………… 山本 一之 | ● つくば地区…………… 久保田英男 |
| ● 大子地区…………… 根本 和一 | ● 結城地区…………… 堀江 準一 |
| ● 日立地区…………… 佐々木幸一 | ● 常総地区…………… 瀬崎二三男 |
| ● 高萩地区…………… 齋藤 光則 | ● 境地区…………… 松本 正道 |
| ● 鉾田地区…………… 大原 國衛 | |

優良交通安全協会(2協会)

- 水戸地区交通安全協会
- 常総地区交通安全協会

交通安全協会優良職員(4名)

- 土浦地区交通安全協会…………… 根本 千恵
- 石岡地区交通安全協会…………… 高橋 祥子
- 古河地区交通安全協会…………… 五十嵐菜那子
- 境地区交通安全協会…………… 中山美穂子

各地区交通安全協会の活動の1コマ

交通安全協会はこんな活動を行っています

会員の皆さまの貴重な会費で充実した交通安全活動を展開しています。
これからもご協力をお願いします。

古河地区



行動力のある小学6年生に「我が家の交通課(家)長」を委嘱し、交通安全に対する意識の高揚を図った。

笠間地区



春の全国交通安全運動出陣式において、関係機関団体とともに交通事故防止を呼び掛けた。

境地区



「春の交通安全運動キャンペーン」において反射材を配布し、交通安全を呼び掛けた。

ひたちなか地区



生徒考案の「着けようヘルメット」チラシを、管内の各学校において配布し、自転車の安全利用を呼び掛けた。

取手地区



一日警察署長を委嘱された新入学児童が、交通安全を呼び掛けた。

那珂地区



春の全国交通安全運動キャンペーンを行い、交通事故防止を呼び掛けた。

水戸地区



茨城ロボッツの試合観戦者に対し、反射材などを配布し、交通事故防止を呼び掛けた。

大宮地区



関係団体が参加し、交通神社において交通安全祈願祭を実施した。

賛助会員 募集中

賛助会員加入数 県内外約300事業所 (R7.5月現在)



茨城県交通安全協会では、当協会が日頃から取り組んでいる各種交通事故防止活動に対して賛同し「賛助会員」に加入していただく企業や団体等を募集しております。

賛助会費 (年間) : 1口 (2,000円) ~

* 賛助会員制度とは、各企業や団体等の皆様が当協会の各種交通事故防止活動に賛同し、賛助会員として加入していただき、その賛助会費を通じて県内(各地域)の交通事故防止に貢献していただく制度です。なお、当協会の普通会員(個人会員)以外の個人の皆様も加入できます。

特典

- ① 交通安全講習(企業講習)の割引
- ② 交通安全機器搭載車の無料派遣 (運転適性診断車、シートベルト効果体験車)
- ③ DVD等無料貸出 ④ 機関紙等への掲載・各種情報の提供
- ⑤ 「賛助会員証」の交付 ⑥ その他

協賛店 募集中

協賛店加盟数 県内外約1,620施設・店舗等 (R7.5月現在)



茨城県交通安全協会では、県内外の施設や店舗等において当協会の普通会員(個人会員)を対象に割引等の優遇サービスをしていただく協賛店を募集しております。交通安全活動の支援として是非御協力願います。

協賛店の申込方法

- ・協会事務局又は各地区にて随時受け付けています。(参加費無料)
- ・申込み方法: 協賛店加入申込書によりお申し込みいただき、後日覚書を作成します。

普通会员への周知・広報

- ・協賛店の名称、所在地、割引等優待内容は、当協会ホームページへの掲載のほか、協賛店加盟チラシ等により周知を図っています。

協賛店の表示

- ・協賛店の皆様には、標章(協賛店ステッカー)を配布しますので、利用者に分かりやすい箇所に掲示していただきます。

割引等優待サービス

- ・当協会の会員証を提示した会員に対し、事前に申込みいただきました各施設・店舗の優待サービスを行っていただきます。

賛助会員・協賛店 お問合せ先

事務局

〒310-0846 茨城県水戸市東野町260番地
TEL.029-247-3355(代) FAX.029-247-3357

茨城県交通安全協会

検索

http://www.ibaankyo.or.jp/

6/1日~30月

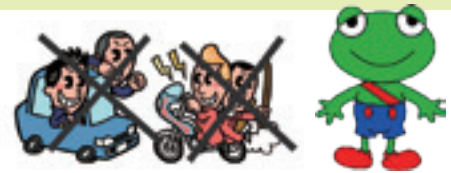
暴走族追放強調運動が実施されました

地域ぐるみで、暴走族を許さない環境づくりに取り組みましょう。

スローガン

「暴走を しない させない 見に行かない」

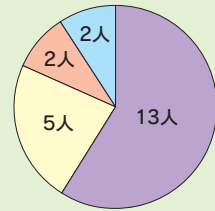
- 暴走族追放気運の高揚
- 暴走族への加入阻止・暴走行為未然防止対策の推進
- 暴走族(暴走行為)の取締り、組織の解体
- 不正改造車両に対する指導取締りの強化
- い集・暴走する場所等に関する管理措置の推進



集団暴走検挙・補導者数

令和6年中(22人)
(単位:人)

高校生 中学生
有職 無職



暴走族
電話相談

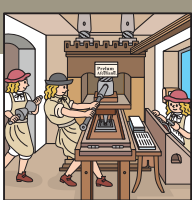
フリーダイヤル

0120-375-214 (24時間受付)

メールアドレス

keikousi@pref.ibaraki.lg.jp

上記のほか、各警察署でも暴走族相談員(一般のボランティア)が相談に応じます。



印刷機はぶどうのしぼり機から始まりました。

交通安全協会
「賛助会員」

当社は県内の交通事故防止
活動を支援しています!!



株式会社 高野高速印刷

平須工場
(営業本部・製造本部)

〒310-0853 茨城県水戸市平須町1822-122
TEL 029-305-5588 FAX 029-305-5533

「機関誌」企業名掲載募集中!!

当協会機関誌「交通いばらき」へ企業名を掲載しませんか?
茨城県・県警察本部等関係機関・団体や県内全域に広く配布しています。

当協会「賛助会員」・「協賛店」の皆様は
掲載料を優遇します

お問合せ

(一財)茨城県交通安全協会 事務局(又は各地区安協)
TEL 029-247-3355 FAX 029-247-3357
MAIL 00center@ibaankyo.or.jp